

## 令和6年度第1回軽井沢町下水道事業審議会 議事録

日 時：令和7年1月28日(火) 13:30 から 14:30 まで

場 所：軽井沢町役場2階 第3・4会議室

議 題：(1) 軽井沢町下水道事業等経営戦略(案)について

その他：(1) 軽井沢町公共下水道事業計画の変更(案)の報告について

出席者：委員11名

A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、G委員、H委員、I委員

J委員、K委員

事務局(上下水道課)事務局A、事務局B、事務局C、事務局D

事務局E、事務局F

### 1. 開会

(事務局A)

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第1回軽井沢町下水道事業審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は12名の委員のうち11名の出席をいただいておりますので、軽井沢町下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により本審議会が成立したことを報告させていただきます。

なお、傍聴の方がいらっしゃいますので事務局より報告します。

(事務局B)

上下水道課下水道業務係の(●●)です。よろしく申し上げます。

傍聴希望者の取扱いにつきましては、『軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針』の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますので、ご了承願います。

会議冒頭に傍聴者の人数報告を行うという運用とさせていただきたいと思っておりますので、併せましてご了承願います。それでは、はじめに、本日の傍聴は1名でございます。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようお願いいたします。

以上です。

(事務局 A)

それでは会議に入らせていただきます。まず初めに、土屋町長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 町長あいさつ（土屋町長）

皆様こんにちは。

本日ここに、軽井沢町下水道事業審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様におかれましては何かと忙しい中、ご出席をいただき本審議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃は町政発展のため、それぞれのお立場からご協力をいただき感謝申し上げます。

令和6年の元日に発生しました能登半島地震から1年の月日が経ちました。上下水道施設の復旧につきましても、重要なインフラ施設として当町をはじめ、近県の職員派遣等により、急ピッチで作業が進んでいますが完全とは言えず、まだまだ時間がかかることが想定されます。

本日、委員の皆様にお諮りします下水道事業等経営戦略(案)であります、これ

は、効率的かつ持続可能な経営を目的として、総務省より全国の自治体が策定を求められ、当町では令和元年度に策定いたしました。この度、5年間の期間を経過しましたので、社会情勢の変化や国の要請により、改定を実施するものでございます。

令和元年度の経営戦略の策定当時は、物価上昇がほとんどなく、必要経費は横ばい傾向にあるものという考え方が主流でした。しかし、近年、ウクライナ情勢に端を発する世界的な経済情勢の変化や物価高騰の影響が大きくなっており、下水道事業の経営においてもこの影響を無視できない状況にあります。

また、前回の経営戦略は、地方公営企業法適用以前の会計方式（特別会計）によるものであり、地方公営企業法の適用に伴い、新たに減価償却費や長期前受金戻入などの勘定科目が増えたことから資産状況に着目した経営状況の更なる「見える化」が求められています。

詳細については、後ほど事務局より説明をいたしますが、皆様方より、忌憚のない、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

本日は慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

（事務局 A）

続きまして、会議次第に基づきまして、会長挨拶に移ります。

（●●）会長よろしくようお願いいたします。

### 3. 会長挨拶

皆さんこんにちは。

ただいま紹介いただきました（●●）です。本日は、よろしくようお願いいたします。

私達の日常生活の快適な暮らしのために、下水道はなくてはならない大切なライフラインの一つとなっております。

全国的な課題といたしまして、それぞれの施設の老朽化等々、また更新時期を迎えたところが多数ございます。先ほど町長からもお話がありましたが、公営企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しており、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上が求められているところです。

また、令和元年にこの経営戦略が策定されましたが、実際には令和2年から11年までの10年間の下水道事業の経営指針とするもので、前半の5年が過ぎたところで、昨年10月には、皆様のご意見、パブリックコメントを含めて、下水道料金の15%の値上げをしたところでございます。

本日はそれを受けた後半の5年、またその先を見据えた経営戦略を考えなければならぬという中で、皆様の忌憚のない意見を伺いまして、またこれから町長から諮問いただきます内容について慎重審議をしていただきまして、答申をさせていただければと思います。

以上でございます。

(事務局 A)

(●●) 会長ありがとうございました。

続きまして、町長より会長へ諮問書の交付をいたします。

町長 諮問書朗読 諮問書を尾沼会長へ 一旦着席

(事務局 A)

ありがとうございました。

町長は公務の都合上、ここで退席となりますので、よろしく願いいたします。

町長退席

それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては(●●)会長にお願いしたいと思います。(●●)会長よろしく願いいたします。

#### 4. 審議事項

(会長)

規定に従いまして会長は議長ということでございますので会議に入らせていただきます。それでは皆様のお手元でございます次第に沿って進行いたしますので、よろしく願い申し上げます。

審議事項(1) 軽井沢町下水道事業等経営戦略(案)について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局 B)

改めまして上下水道課、下水道業務係の(●●)でございます。

私の方から説明させていただきます。説明に入る前に、事前に配布させていただきました資料の確認をしたいと思います。

まず1点目「軽井沢町下水道事業審議会次第」、2点目「軽井沢町下水道事業審議会委員名簿」、3点目「資料①軽井沢町下水道事業等経営戦略(案)」、4点目「資料②投資・財政計画、経営比較分析表」、5点目「資料③国庫補助金の要件における経営戦略の位置付け」になります。なお、資料②につきましては、本日受付の方で配布させていただきましたけれども、1ページ2ページの差し替えをお願いいたします。後ほど差し替え内容につきましては説明させていただきます。

また、その他の資料となりますが、当日の資料といたしましてA4サイズの報告事項「軽井沢町公共下水道事業計画の変更」についてを配らせていただきました。

以上となりますが、不足はございませんでしょうか。不足がありましたら改めて配布させていただきますので挙手にて事務局までお知らせください。

それでは失礼ながら着座にて説明をさせていただきます。

なお資料につきましては前方モニターに投影しておりますので、お手元の資料とのいずれか見やすい方をご覧くださいながら説明をお聞きください。

全体的な説明に先立ち、「資料②」1ページ、2ページの差替えに係る修正内容をご案内させていただきます。

大きく4点ございまして、

(1点目)

・1ページ目、収益的収入の2(1)補助金の他会計補助金(基準外)と他会計負担金(基準内)ですが、合計金額は変更ありませんが、基準外と基準内の内訳を修正させていただきます。

・対象年度は、令和4年度、令和5年度、令和12年度、令和13年度、令和14年度です。

(2点目)

・同じく1ページ目ですが、中断から下に「流動資産(J)」の行があります。その下の「うち未収金」の令和5年度の列を推計値から決算実績値と修正しました。

(3点目)

・2ページ目になります。上から4行目、「3. 他会計補助金(基準外)」ですが、令

和4年度と令和5年度の列で「4. 他会計負担金（基準内）」との合計になっておりましたので、分割しました。

（4点目）

・同じく2ページの令和7年度の列は予算見込みとなっており、金額が更新されておりますので最新の数値に変更しました。

差替え前との見分けを付けるために右肩の位置に本日の日付け「7. 1. 28」と数字が入っているものが差替え後のものです。

事前配布したものは×印を付けるなどをしてください。紛らわしいようでしたら、卓上に残しておいていただければ会議後に回収いたします。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

軽井沢町下水道事業等の経営戦略（案）について説明いたします。

資料の説明に入る前に経営戦略の基本的事項についてお話させていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。まず、「経営戦略」とは、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」（資料②が該当）は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画で構成されており、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画です。

次に経営戦略改定の背景ですが、今回の経営戦略改定の背景について説明いたします。

総務省は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大などに対応できる経営健全化の取組を求めており、各地方公共団体に対して、経営戦略の策定・改定を要請しています。

続きまして改定のポイントですが、今回の改定のポイントにつきましては、以下の5点になります。経営戦略資料①の3ページにも記載があります。

①公営企業法適用様式への移行

②物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映

③物価上昇率は、政府や日本銀行がインフレ目標として掲げている「毎年2.0%」を見込んでおります。

④物価上昇等を反映した上での安定的かつ持続可能な経営改革（使用料改定等）の検討

⑤下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略へ記載、こちらは（社会資本整備総合交付金等における重点配分要件）となります。

それでは資料の説明に入ります。

主な箇所を抜粋してご説明させていただきます。

資料①軽井沢町下水道事業等経営戦略（案）の1ページをご覧ください。

対象事業は、軽井沢町公共下水道事業（公共）と軽井沢町農業集落排水事業（農集）の2事業です。

改定は、令和7年3月を予定し、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間です。

1. 事業概要について（1）事業の現況については記載のとおりです。

続きまして2ページをお願いいたします。

一番下の（3）経営比較分析表を活用した現状分析ですが、資料②の5ページ・6ページをご覧ください。

令和4年度に法適化し、公表は一年遅れとなるため、実績は1ヵ年分です。最新版が公表された際は、差し替えたいと考えております。

表の見方ですが、右上のグラフ凡例のとおり、青の棒グラフが当町の数値、赤の折れ線グラフが、当町の類似団体の平均値、黒の（ ）内が令和4年度全国平均値です。

分析については記載のとおりです。

それでは、資料1の方にお戻りください。

3ページをお願いいたします。

2. 将来の事業環境（1）処理区域内人口の予測についてです。

令和5年度末の行政人口は、21,760人です。

将来の人口予測では、当面は微増する傾向にありますが、令和12年度の22,004人をピークに減少傾向に転じ、令和16年度末には21,884人、令和27年度末には20,953人と減少すると予想されます。

水洗化人口は、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。

その下の（2）有収水量の予測についてですが、水洗化人口が横ばいであり、他の

増減要素もないことから、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。

続きまして、(3) 使用料収入の見通しについて

汚水処理原価（有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用）は、物価上昇に伴う維持管理費の増加により、今後上昇することが予想されます。

物価上昇率は、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費等を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

これに対し現行（令和6年10月1日改定）の使用料単価のままとした場合、物価上昇に伴う維持管理費の増加に伴い、経費回収率（汚水処理経費を下水道使用料でどれだけ賄えているかを示す指標）が徐々に低下することが予想されます。

今後、使用料改定を行わなかった場合には、令和13年度以降、経費回収率が社会資本整備総合交付金の重点配分の要件である経費回収率80%を下回ることが予想されます。

この社会資本整備総合交付金及び経費回収率の関係性については、後ほど資料③にて詳しく説明いたします。

令和11年度に使用料を上げ、計画期間内の経費回収率を全て80%以上となるような改定を行うことを想定した場合、現行の使用料体系に対して25%の値上げが必要となると試算されますが、使用料改定にあたっては今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討が必要であると考えています。

3 ページ一番下の3. 経営の基本方針について

【方針】については次の通りです。

ア) 安定的なサービスの提供

・ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を実施し、事業費の平準化を図ります。

イ) 経営基盤の向上

・公共下水道への未接続者に対し、広報にて呼びかけるほか、必要に応じて文書の送付及び個別訪問等を実施し接続の促進を図ります。

・使用料収入と施設の改築・更新費用とのバランスを踏まえて、使用料の適正化を図ります。

【改定のポイント】については、冒頭に説明したとおりです。

続きまして4ページをお願いいたします。

(1) 投資・財政計画になりますが、こちらは資料②の1～4ページにまとめており

ますので、後ほど詳しく説明いたします。

(2) は記載の目標等により、投資・財政計画を策定しているという説明です。主なものを読み上げます。

(2) ①収支計画のうち、投資についての説明

ア) 新規汚水整備事業

令和6年度末で公共下水道事業(汚水)における整備を終了し、今後は維持管理や改築更新事業に重点を置きます。

イ) 管路施設の改築更新事業等

計画期間内における改築更新費については、令和7年度以降に調査点検費用として年間1,500万円を見込んでいます。

ウ) 処理場・ポンプ場施設の改築更新事業等

ストックマネジメント計画による処理場及びポンプ場の耐震化工事及び改築更新工事を令和11年度までの期間で実施する予定です。

エ) 農業集落排水事業

当面、新規整備や改築工事の予定はなく、修繕による対応を予定しています。

次に②収支計画のうち財源についての説明です。

ア) 建設財源について

多額の建設改良費を賄うために、国庫補助金を最大限活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。

近年、企業債の発行を行っていませんでしたが、耐震化工事及び処理場更新工事の費用が大きいため、世代間の公平性を保つためにも企業債による財源確保を図ることとします。

イ) 公共下水道事業の企業債残高・企業債償還金の見通しについて

今後、企業債の新規発行額が償還額よりも少額であるため、企業債償還金(元金及び利息)及び企業債残高は減少傾向となります。

ウ) 農業集落排水事業の企業債残高・企業債償還金の見通しについて

企業債の新規発行予定はなく、企業債の償還のみを行うため、既存の企業債については令和12年度に完済予定です。

次に③収支計画のうち投資以外の経費についての説明に移ります。

ア) 維持管理費について

公共下水道事業では、処理場の管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託

しており、この委託費の中に光熱費、薬品費、汚泥処分費を含んでいます。

農業集落排水事業では、排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託しています。

これらの委託により近隣市町との共同化を実施し、維持管理費の抑制に努めます。

ここで資料②の説明に移ります。

資料②については、表関係をまとめたものです。

公共下水道事業における投資財政計画が1・2ページ、農業集落排水事業における投資財政計画が3・4ページ、5・6ページの経営比較分析表は先ほど説明したとおりです。

投資財政計画は、公共・農集それぞれの事業について、各年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用を集計した「収益的収支」が1・3ページと、主に建設に係るものとして、効果が次年度以降の収益に対応する支出とその財源となる収入を集計した「資本的収支」が2・4ページとに分かれております

投資財政計画では、これまでに説明いたしました事業に取り組むための費用を集計しております。

支出は、実績に基づく費用予測に物価上昇（年2%）を加味したものとなっております。

その財源としましては、「収益的収入」では、住民の皆様より得られた使用料収入を基本としていますが、令和11年度の使用料改定を見込んだとしても、費用の全額を満足することはできません。そこで、町の一般財源からの繰入金を充当することにより、公共では年間1千万円程度の黒字化を予定しております。

黒字化した当年度純利益は、議会議決をいただいて、資本的収支の補填財源の一つである建設改良積立金等になります。

建設に係る「資本的収入」では、公共においては、国庫補助金及び企業債を活用し、多大な繰入金が発生しないように努めています。

このように、年度ごとの収支のバランスを図り、持続的な事業運営に努めてまいります。

ここでの数字の説明はいたしませんけれども、一応そのような形でまとめた表というところをご理解いただければと思います。

資料①にお戻りください。5ページをお願いします。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要についての説明になります。

一つ飛ばして、②今後の財源についての考え方・検討状況の1項目め、使用料の見直しに関する事項。

物価上昇により汚水処理費が年々増加することを考慮すると、毎年同額の使用料収入を確保しても、経費回収率は悪化していきます。経営上の理想としては常に経費回収率100%が望ましいものですが、100%を大きく超える使用料収入は過剰収入として使用者の理解を得られにくいため、計画期間を通じて経費回収率が80%~100%となる改定幅が現実的であると考えます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況の3項目め、動力費に関する事項について、最大需要電力による料金高騰に注意し、処理量を適切にコントロールし経費の削減に努めます。

5ページの一番下になりますが、5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項について。経営戦略の事後検証、改定等に関する事項ですが、PDCAサイクルにより、財務状況等を毎年評価し、経費回収率について計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ります。

さらに、概ね5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けていきます。

今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一体的に検討し、概ね5年毎に見直します。

資料①の説明については以上となります。

続いて、資料③「国庫補助金の要件における経営戦略の位置付け」の説明になります。資料①、②の1~4ページの投資・財政計画は、いわゆる総務省の指定様式ですが、国土交通省より国庫補助金(社会資本整備総合交付金)の交付要件として、経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載等という要件がありますので、資料①の各項目にも記載していますが、それらを一括して、別紙にまとめたものが資料③です。

繰り返しになりますが、当町では公共下水道の施設更新のため、国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用しており、こちらがなくては事業の執行ができない状況にあります。このことから交付要件を満たす必要があります。

交付要件は、記載のとおりです。

資料③の裏面をご覧ください。

こちらが、当町の経営戦略におけるロードマップ関連記載事項です。

交付要件の記載の①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限。

当町においては、①計画期間（令和7年度～令和16年度）を通じて、経費回収率80%以上とします。

交付要件の記載の②収入増加・支出削減のための具体的な取組及び実施時期。

当町においては、②今後、使用料改定を行わなかった場合は、物価上昇に伴う維持管理費の増加に伴い、令和13年度以降の経費回収率が目標値である80%を下回ることが予想されるため、計画期間内の経費回収率を80%以上で維持するには、使用料の改定を令和11年度に実施する必要があると予想されます。そして、その改定率は、現行の使用料収入体系に対して25%と試算しています。

イメージとしては、表のとおりとなります。

交付要件の記載の③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨。

当町においては、③概ね5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けます。

ただし、決算時において経費回収率が80%を下回ることが判明した場合には、その時点で経営戦略の見直しを図るものとします。

資料③の説明は以上です。

説明した資料①～③を合体させたものが経営戦略となりますので、内容が固まったところで町HPにおいて公開したいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま資料①②③をもとに説明をいただいたところでございます。

この説明内容につきまして意見を求めます。ご意見あればお願いいたします。

いかがでしょうか。ご意見がないようでございます。

諮問のありました経営戦略（案）について承認することよろしいでしょうか？

## 「異議なし」の声

異議なしというお声をいただきました。

それではこれにて、(1) 軽井沢町下水道事業等経営戦略（案）につきまして、質疑を終了させていただきます。

それでは事務局の案の通り決定したいと思います。

また、諮問書に対する答申書および軽減な数字の修正等があるかと思いますがこの点につきましては、会長である私と事務局の方に一任をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

## 「異議なし」の声

異議なしの声でございます。

それでは答申書につきましては、事務局と私の方で一任いただくことといたします。

それでは続きまして、5. その他に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

### 5. その他

(事務局C)

下水道施設係の(●●)と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、お手元にお配りしましたA4の縦紙になります。

報告事項「軽井沢町公共下水道事業計画の変更」についてという形で、私の方から説明いたします。

令和6年度に、軽井沢町公共下水道事業計画の見直し変更に着手しておりまして、現状はこの下段、事業計画変更のスケジュールのところですが、現在上下水道課の窓口で1月23日から2月6日まで公示期間ということで公示しております。

上段に戻らせていただきます。今回の事業計画の変更の内容ですが、令和元年度に作成いたしました事業計画の期間が、令和7年3月31日に切れます。

先ほどの経営戦略の中でも説明がありましたが、管路整備工事は今回の古宿工区で終了いたしますが、依然としまして新築物件や建て替えなど、そういったところで下

水道事業が必要とされている方がいらっしゃることから今回は6年間、令和13年3月31日まで期間を延伸するという変更が一点目でございます。

2点目の変更は最近の人口動向による計画人口、それから計画汚水量の変更です。近年、軽井沢町の人口は横ばいもしくは微増というような状況ではありますが、残念ながら下水道区域内の人口については若干減少傾向にあるという形で軽井沢処理区につきましては、9,200人を8,200人、西処理区につきましては若干増えてきているという形になりますので、2,690人を2,800人という形で変更をさせていただいております。

こちらの下水道事業計画の変更に対するご意見につきましては先ほどご説明しました通り、現在上下水道課の窓口にて公示しております。意見書も合わせて設置させていただいておりますので、ご意見等ありましたら、そちらの方をご利用いただければと思います。

報告につきましては以上になります。

(会長)

ありがとうございました。

計画の期間の延伸と内容につきましては、直近の人口動向による計画人口、計画汚水量の変更でございます。

ご意見を求めます。いかがでしょうか。

A委員お願いいたします。

(A委員)

はい。令和13年3月31日まで変更するというのはよくわかりますが、今行っている古宿の工事が終わった後、どこか新規にやるところは計画していますか。

(会長)

答弁をお願いいたします。

(事務局 C)

お答えいたします。現在のところ予定はございません。

(会長)

予定はないということです。A 委員よろしいでしょうか。

(A 委員)

はい。

(会長)

他にございますか。

それではこれで 5. その他を終わらせていただきます。

最後に私の方から一言申し述べて、この会長の任を下ろさせていただきます。冒頭で町長と事務局 B から説明がございました通り、国がインフレ対応 2%目標で政策を遂行しております。

翻って、1 年前でございますがこの場で下水道使用料改定案が三つございました。

第 1 案が 5 年間で 15%アップを 1 回のみ行うというもので、この案が採用されました。

第 2 案が 5 年ごとに 2 回にわたって 15%上げる、第 3 案が、5 年ごとに 10%ずつ上げるという案もございました。

しかし、今のお話の通り、もしこれが 2 回にわたって 15%上げるといっても、今後 5 年間ではそれを満たすことができない、そのような現状であるということを、まずもって皆さんにもご理解していただく必要があります。

皆さんにいただいたご意見で、町長に諮問されたものを答申するわけでございますが、物価上昇や軽井沢町の財政状況等を含めた中で、下水道料金の見直しについて皆さんの中でも活発な議論をしていただければと思います。本日はありがとうございました。

## 6. 閉会

(事務局 A)

ありがとうございました。

それではこれをもちまして審議会を終了とさせていただきます。

お疲れ様でした。